

(様式第1号別添1)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	津市

作成 令和 8年 3月17日

津市鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・アライグマ等・カラス類
計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 10 年度
対象地域	津市(全域)

※ 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であつて、市町長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する

※ 計画期間は3年程度とする

※ 対象地域欄には、単独又は共同で被害防止計画を作成する市町名を記入する

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状 (令和 6 年度)

①農業被害の現状				
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)	農作物名
ニホンジカ	2,346	27,394	7,861	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input checked="" type="checkbox"/> 麦類 <input checked="" type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input checked="" type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
イノシシ	1,575	24,800	7,650	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input checked="" type="checkbox"/> 麦類 <input checked="" type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input checked="" type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
ニホンザル	131	893	290	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input checked="" type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
アライグマ等	17	60	21	<input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
カラス類	19	380	118	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 芸作物 <input type="checkbox"/> その他()

②林業被害の現状			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-

③水産業被害の現状(カワウ)		備考
被害量(kg)	被害金額(千円)	
-	-	-

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

(2)被害の傾向

対象鳥獣	被害傾向
ニホンジカ	侵入防止柵等の対策による効果により、農作物に対する被害は、年々減少傾向になっているものの、依然として、美杉・白山・一志地域の山間地域や美里・安濃地域の中山間地域を中心とした被害が出ている状況。 近年では、生活圏近くへの出没も確認されるなど、水稻、小麦、野菜類への被害が増加傾向にあり、生息域の拡大や個体数の増加が見込まれている。
イノシシ	シカと同様に、侵入防止柵等の対策による効果により、農作物に対する被害は、年々減少傾向になっているものの、依然として農作物への被害や掘り起こしによる被害が美杉・白山・一志地域の山間地域を中心に及んでおり、水稻、いも類、野菜類へ被害が甚大である。 近年では、捕獲数も増加してきており、生息域の拡大や個体数の増加が見込まれている。

ニホンザル	<p>農産物全般に対して、年間を通じて被害が発生しており、頻繁に市街地周辺にも出没するようになり、菜園などの食害も見受けられ、高齢者や子どもへの危害も懸念されている。これまで、本市が一斉捕獲などによりサル群の壊滅を行ってきたが、現在、個体数カウント調査及びラジオテレメトリー調査等により確認されているサル群は、少なくとも9群が確認されており、現在も遊動域調査や地元からの聞き取りにより動向を探っているが、現在も農産物は被害を受けていることから、全頭捕獲及び群れサイズのコントロールが今後必要となる。</p>
アライグマ等	<p>アライグマ等の小動物の捕獲数は、年々増加しており、生息域の拡大や個体数の増加が懸念される。市全域から被害の情報が寄せられており、特に市街地を中心として、津地域、久居地域、河芸地域、香良洲地域で野菜、果樹への食害が発生している。また、近年、美杉地域での捕獲数が増加しており、さらに被害地域が拡大する懸念がある。</p>
カラス類	<p>カラスは、耕地整理がされた整った農地等で多数出没しており、田植え時の水稻や、果樹等を中心に農作物被害が発生している。被害は、津地域、久居地域・香良洲地域を中心に、市全域に広がっている。</p>

※ 集落代表者アンケート結果および獣害情報マップから考察される、被害の発生時期、被害の発生場所、被害の現状や傾向を記述する

(3)被害の軽減目標 (令和 10 年度)

①農業被害の軽減目標			
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)
ニホンジカ	2,205	25,750	7,389
イノシシ	1,481	23,312	7,191
ニホンザル	123	839	273
アライグマ等	16	56	20
カラス類	18	357	111

②林業被害の軽減目標			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	-	-	-
イノシシ	-	-	-

③水産業被害の軽減目標(カワウ)	
被害量(kg)	被害金額(千円)
-	-

※ ①～③に関し、2-(1)の対象鳥獣のうち、被害対策の実施可能な鳥獣について、目標年度における被害目標値を記入する

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

④被害の軽減目標の考え方	
ニホンジカ	山間地域から中山間地域の防護柵未設置箇所や市街地地域への柵の設置を引き続き推進し、柵による防護と猟友会や地域の獣害対策協議会との連携による捕獲を行うことで個体数を調整し、被害金額等0.6割減を目標とする。
イノシシ	ニホンジカと同様に、防護柵の設置が進んでいない地域への柵の設置を引き続き推進し、柵による防護と、猟友会や地域の獣害対策協議会との連携による捕獲を行うことで個体数を調整し、被害金額等0.6割減を目標とする。
ニホンザル	集落に甚大な被害を及ぼしている大きな群れは全頭捕獲を行い、その他の群れは随時捕獲を行って適正な数に調整し、地域の獣害対策協議会との連携による追払いや柵の設置を推進することにより集落や農地への進入を防御しながら、被害金額等0.6割減を目標とする。
アライグマ等	市内全域に対して柵の設置を推進しながら、猟友会や地域の獣害対策協議会との連携による捕獲を行うことで個体数を調整し、被害金額等0.6割減を目標とする。
カラス類	捕獲檻での捕獲やテグスなどのワイヤーを使用した柵の設置の推進と、花火等による追い払いを並行して行うことで効率的な対策を行っていく。

※ 2-(1)被害の現状と2-(2)被害の傾向を踏まえ、対象鳥獣ごとの被害の軽減目標の考え方を記入する

(4)従来講じてきた被害防止対策と課題

①従来講じてきた被害防止対策

種 類	対策の有無	種 類	対策の有無	種 類	対策の有無
捕獲体制の整備	○	捕獲機材の導入	○	侵入防止柵の設置	○
緩衝帯の設置	○	追い上げ(追い払い)活動	○	放任果樹の除去	○
被害防止技術・知識の普及	○	集落ぐるみの取組の推進	○	ニホンザルの遊動域調査	○
その他(小動物侵入防止策の研究)	○				

※ 直近3カ年で実施した被害防止対策について、実施している対策に「○」を記入する

②捕獲体制の整備と課題				
捕獲体制の整備実績と課題				
名称	設置年月日	任期(年)	隊員数(人)	活動内容
実施隊(対象鳥獣捕獲員)	年 月 日	-	-	-
市町捕獲隊	年 月 日	-	-	-
広域捕獲隊	年 月 日	-	-	-
共同捕獲隊	年 月 日	-	-	-
集落捕獲隊	年 月 日	-	-	-
その他捕獲隊	年 月 日	-	-	-
課題				

- ※ 被害防止計画策定時における捕獲体制を記入する
- ※ 各捕獲隊の設置年月日、任期、隊員数、活動内容を記入する
- ※ 活動内容には隊名を記入する
- ※ 実施隊欄には、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 課題欄には、現状の捕獲体制の課題について記入する(上記の捕獲隊が整備されていない場合も記入する)

③捕獲機材の導入実績および課題					
捕獲機材の導入実績					
わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)
捕獲檻(ニホンジカ)	-	くくりわな	-	大型捕獲檻(ニホンザル)	-
捕獲檻(イノシシ)	-	ドロップネット	1	ICT機器(ホカクラウド)	6
捕獲檻(兼用)	212	囲いわな(兼用)	1	ICT機器()	-
捕獲檻(ニホンザル)	9	囲いわな(ニホンザル)	-	その他(クマ用)	1
小動物用捕獲檻	178	大型捕獲檻(兼用)	2	その他(カラス用)	3
課題	適切な管理と捕獲できていない地域への指導等				

- ※ 被害防止計画策定時点における捕獲機材の導入実績を記入する
- ※ 課題欄には、捕獲機材の捕獲実績、稼働状況及び管理体制などについて現状の課題を記述する

④侵入防止柵の設置実績と課題		
柵の種類	延長(m)	課題
WM柵	33,504	毎年の管理の徹底
金網柵	126,109	
電気柵	41,536	
複合柵(WM柵+電気柵)	5,656	
複合柵(金網柵+電気柵)	16,348	
その他()	19,103	

※ 被害防止計画策定時における侵入防止柵の種類別の整備延長の実績を記入する

※ 侵入防止柵設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること

※ 課題欄には、侵入防止柵の整備実績と集落代表者アンケート結果Q3およびQ4から、柵の効果と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記述する

※ 既存の金網柵やWM柵にかさ上げ等で多重種対応柵として機能向上を行った場合は、既存柵延長と複合柵延長を二重計上しないこと

⑤緩衝帯の設置実績と課題	
設置延長(m ²)	課題
12,007m ² 1,528m	適正な維持管理の徹底

※ 被害防止計画策定時における緩衝帯の設置実績を記入する

※ 緩衝帯設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること

※ 課題欄には、緩衝帯の整備実績と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記入する

⑥追い上げ・追払い活動の取組実績と課題
津市獣害対策相談チームや地域の獣害対策協議会、猟友会による追い払いを随時実施した。また、各地域へサルドコネットの活用を促し、追い払いでの活用方法やメリット等を座談会などの講習会を通じて説明。今後の課題としては、未だ獣害対策協議会が未設置の地域も多くあり、地域ぐるみでの追払いができていないことから、被害地域へ出向いて地域ぐるみへの意識改革を一丸となって推進する必要がある。

⑦放任果樹の除去の実施と課題
放任果樹の伐採については地域獣害対策協議会を通じて所有者を特定し、伐採や果樹の採取を促している。課題としては、一部の所有者の特定と同意に時間を要することが課題である。

⑧被害防止技術・知識の普及活動実績と課題
各地域へ出向き、被害防止のための集落座談会や追い払い方法の講習会などを行っており、今後も引き続き、効果的な追い払いや柵設置の推進、農作物の残渣の撤去やゴミ集積所の適切な管理などの指導、助言を各地域へ向けて行っていく。座談会においては、主に柵の設置に関する相談や、追い払い道具の使用方法などの講習会の要望、サルドコネットの登録方法の説明依頼などの要望があり、市の獣害対策相談チームを派遣して対応している。

⑨集落ぐるみの取組の推進実績と課題	
取組集落数	課題
33	追い払い道具(駆逐煙火・モデルガン等)の正しい使用方法や取り扱い方法を主としたサルの追い払いの講習会を開催し、各集落において実際に追い払いを行った。今後は、柵の整備や耕作放棄地といった荒地の整備を並行して行うことが課題となる。

※ 取組集落の一覧がわかる資料(任意様式)を添付する

⑩-1 ニホンザルの遊動域調査 (単位:群)			
電波発信機装着数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	9	9	9

※ 直近3か年に実施したニホンザルの遊動域調査について記入する

⑩-2 群の情報(令和6年度)	
群名	推定生息頭数
白山A	80
大山田D	30
松阪C	50
美里A	50
美里B	50
安濃A	50
芸濃A	40
美杉B	80
美杉C	40

※ 被害防止計画策定時点で把握している群の情報を記入する(推定生息頭数が不明の群れを含む)

⑪その他被害防止対策の活動実績と課題
-

(5) 今後の取組方針

今後取り組む被害防止対策								
種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位
捕獲体制の整備	○	4	捕獲機材の導入	○	8	侵入防止柵の設置	○	6
緩衝帯の設置			追い上げ(追い払い)活動	○	2	放任果樹の除去	○	7
被害防止技術・知識の普及	○	3	集落ぐるみの取組の推進	○	1	ニホンザルの遊動域調査	○	5
その他()								

※ 対策の有無欄には、(3)で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策について、取り組む場合は「○」を記入する(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)

※ 優先順位欄には、上記取組内容の優先順位(1, 2, 3...)を記入する

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制 (令和 8 年度)

捕獲者		取組内容と役割	
実施隊 (対象鳥獣 捕獲員)	市町職員	-	
	民間隊員	-	
民間団体	猟友会	委託の有無	① 三重県猟友会の協力とネットワーク化を図ることにより、効率・効果的な有害鳥獣の捕獲を行った。 ② 捕獲従事者の育成・確保を推進した。 ③ 効率的な捕獲機材の普及を図った。 ④ 効率的・効果的な捕獲を支援するためのサポート体制の整備を検討した。 ⑤ 捕獲を促進するため、被害農家などにわな猟免許の取得を促進した。 ⑥ 地域の獣害対策協議会などと効率的な捕獲方法などを検討した。
		委託の有無	
その他		委託の有無	-

- ※ 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者それぞれの取組内容や役割について記入する
- ※ 実施隊については、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。
- ※ 猟友会や民間団体等に委託契約をしている場合は、委託の有無欄に「○」を記入する

(2)その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ等 カラス類	<p>猟友会への実施状況確認や追い払い、移動式捕獲檻の貸出し、捕獲檻購入費用の助成、誘導捕獲等の調査・研究を行うとともに、猟友会や地域獣害対策協議会等に講習会・研修会への参加を促し、捕獲技術の向上を図る。特に、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの被害が多いため、効率・効果的な大量捕獲等の検討と成獣中心とした捕獲を検討する。</p> <p>ニホンザルの捕獲は、発信器を付けたサルを殺傷しないよう注意し、かつニホンザルは、群れの中心となる個体を捕獲すると分裂する恐れがあるため、捕獲は慎重に行い、群れサイズのコントロールが必要と判断した場合は、コアエリアを中心に大型捕獲檻を設置する場所を選定し、適切な捕獲に努める。大量捕獲は地域実施計画にのっとり、群れごとの捕獲体制をしっかり把握し、餌付け期間や捕獲時期などについても徹底した管理指導を行う。アライグマ等については、捕獲罟等を整備し防除計画と整合を図り捕獲を行う。</p> <p>カラス類については、檻による捕獲及び花火などで追い払う。</p> <p>また、国等事業の有効活用や、狩猟免許の取得を促進することで、捕獲者の育成及び確保を図るとともに、さらなる捕獲促進のために新たな市単補助等を検討し対策の強化を図る。</p>
令和9年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ等 カラス類	<p>猟友会への実施状況確認や追い払い、移動式捕獲檻の貸出し、捕獲檻購入費用の助成、誘導捕獲等の調査・研究を行うとともに、猟友会や地域獣害対策協議会等に講習会・研修会への参加を促し、捕獲技術の向上を図る。特に、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの被害が多いため、効率・効果的な大量捕獲等の検討と成獣中心とした捕獲を検討する。</p> <p>ニホンザルの捕獲は、発信器を付けたサルを殺傷しないよう注意し、かつニホンザルは、群れの中心となる個体を捕獲すると分裂する恐れがあるため、捕獲は慎重に行い、群れサイズのコントロールが必要と判断した場合は、コアエリアを中心に大型捕獲檻を設置する場所を選定し、適切な捕獲に努める。大量捕獲は地域実施計画にのっとり、群れごとの捕獲体制をしっかり把握し、餌付け期間や捕獲時期などについても徹底した管理指導を行う。アライグマ等については、捕獲罟等を整備し防除計画と整合を図り捕獲を行う。</p> <p>カラス類については、檻による捕獲及び花火などで追い払う。</p> <p>また、国等事業の有効活用や、狩猟免許の取得を促進することで、捕獲者の育成及び確保を図るとともに、さらなる捕獲促進のために新たな市単補助等を検討し対策の強化を図る。</p>

令和10年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ等 カラス類	<p>猟友会への実施状況確認や追い払い、移動式捕獲檻の貸出し、捕獲檻購入費用の助成、誘導捕獲等の調査・研究を行うとともに、猟友会や地域獣害対策協議会等に講習会・研修会への参加を促し、捕獲技術の向上を図る。特に、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの被害が多いため、効率・効果的な大量捕獲等の検討と成獣中心とした捕獲を検討する。</p> <p>ニホンザルの捕獲は、発信器を付けたサルを殺傷しないよう注意し、かつニホンザルは、群れの中心となる個体を捕獲すると分裂する恐れがあるため、捕獲は慎重に行い、群れサイズのコントロールが必要と判断した場合は、コアエリアを中心に大型捕獲檻を設置する場所を選定し、適切な捕獲に努める。大量捕獲は地域実施計画にのっとり、群れごとの捕獲体制をしっかりと把握し、餌付け期間や捕獲時期などについても徹底した管理指導を行う。アライグマ等については、捕獲罟等を整備し防除計画と整合を図り捕獲を行う。</p> <p>カラス類については、檻による捕獲及び花火などで追い払う。</p> <p>また、国等事業の有効活用や、狩猟免許の取得を促進することで、捕獲者の育成及び確保を図るとともに、さらなる捕獲促進のために新たな市単補助等を検討し対策の強化を図る。</p>
--------	------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 捕獲機材導入、捕獲体制整備、及び鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について年度別の取組内容を記入する

※ 捕獲機材を導入する場合は、捕獲機材導入の計画(様式第1号別添2)を添付すること

※ 捕獲体制整備を行う場合は、捕獲体制整備計画(様式第1号別添3)を添付すること

(3)対象鳥獣の捕獲計画

①他計画の策定状況			
名称	策定の有無	策定年月日	対象鳥獣
地域実施計画	○	令和3年3月11日	ニホンザル
特定外来生物防除実施計画	○	令和3年2月25日	アライグマ、ヌートリア
捕獲促進プラン		令和 年 月 日	

※ 各種計画が策定されている場合は、策定の有無欄に「○」を記入のうえ、計画策定年月日を記入する

※ 対象鳥獣欄は、特定外来生物防除実施計画と捕獲促進プランのみ記入する

②捕獲計画数の設定の考え方

- ① ニホンジカについては、被害が減少傾向にあるものの未だ被害及び出没があることから、過去の実績等を踏まえ、捕獲計画数を4,100頭/年とする。(有害捕獲実績 19年度:431頭、20年度:427頭、21年度:1603頭、22年度:約2536頭、23年度:2655頭、24年度:2,966頭、25年度:3,096頭、26年度:3,341頭、27年度:4,063頭、28年度:3,731頭、29年度:3,352頭、30年度:3,007頭、元年度2,896頭、2年度3,268頭、3年度3,390頭、4年度2,808頭、5年度3,086頭、6年度3,163頭)
- ② 令和2年度から令和3年度に発生した豚熱での影響もありイノシシの捕獲は一度は減少したが、その後、年々捕獲数が増えており、農業者等からも増加傾向が見られるとの声があることから、豚熱発生前の捕獲実績を踏まえ捕獲計画数は1,800頭/年とする。(有害捕獲実績 19年度:68頭、20年度:181頭、21年度:153頭、22年度:315頭、23年度:173頭、24年度:1448頭、25年度:786頭、26年度:1,053頭、27年度:1,296頭、28年度:1,266頭、29年度:1,364頭、30年度:1,337頭、元年度1,343頭、2年度684頭、3年度311頭、4年度520頭、5年度521頭、6年度738頭)
- ③ ニホンザルについては、近年、住宅地周辺への出没が多く見られることから個体数が増加していると推測される。本市には少なくともサル群れが、9群確認されており、群れサイズのコントロールが必要と判断した場合は、コアエリアを中心に大型捕獲檻を設置する場所を選定し、適切な捕獲に努め、捕獲計画数は300頭/年とする。(有害捕獲実績 20年度:70頭、21年度:63頭、22年度:131頭、23年度:109頭、24年度:130頭、25年度:80頭、26年度:77頭、27年度:225頭、28年度:138頭、29年度:192頭、30年度:235頭、元年度121頭、2年度50頭、3年度41頭、4年度22頭、5年度9頭、6年度12頭)
- ④ アライグマ等については、年々被害報告や目撃情報が増えており、被害拡大される前に的確な捕獲が必要であるため、捕獲罟等の整備と補助計画と整合しつつ、通年捕獲を基本とする。(アライグマ有害捕獲実績 23年度:12頭、24年度:23頭、25年度:20頭、26年度:25頭、27年度:24頭、28年度:89頭、29年度:135頭、30年度:181頭、元年度111頭、2年度184頭、3年度130頭、4年度58頭、5年度92頭、6年度161頭)

※ 捕獲実績や集落代表者アンケート結果のほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)を踏まえ、今後3カ年にわたる対象鳥獣の捕獲計画数設定の考え方を記入する

③対象鳥獣の捕獲計画(単位:頭)

対象鳥獣	捕獲計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	4100	4100	4100
イノシシ	1500	1500	1500
ニホンザル	300	300	300
アライグマ等	300	300	300

※ 捕獲実績と集落代表者アンケート結果を踏まえ、対象鳥獣の有害捕獲許可に係る捕獲計画数を記入する

対象鳥獣	地域実施計画に基づく捕獲計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	70	70	70

※ 地域実施計画(ニホンザル)が策定している、または策定する予定がある場合、捕獲計画数を記入する

④直近3カ年の捕獲実績(単位:頭)							
対象鳥獣の捕獲頭数		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニホンジカ	有害	4600	2808	4100	3086	4100	3396
	狩猟		806		642		427
イノシシ	有害	1800	520	1800	521	1800	826
	狩猟		132		120		86
ニホンザル	有害	300	22	300	9	300	15
	個体数調整 狩猟	—	0	—	0	—	0
アライグマ等	有害		58		92		274
	狩猟	—	2	—	12	—	7
	有害						
	狩猟	—		—		—	
	有害						
	狩猟	—		—		—	
合 計	有害	6700	3408	6200	3708	6200	4511
	狩猟	—	940	—	774	—	520
有害捕獲達成率(%)	ニホンジカ	61.0%		75.3%		82.8%	
	イノシシ	28.9%		28.9%		45.9%	
	ニホンザル	7.3%		3.0%		5.0%	

※ 1.の対象鳥獣について過去3カ年の捕獲実績(有害と狩猟)を記入する

※ 狩猟頭数については、獣害対策カルテを参照すること

※ 有害捕獲達成率(実績合計/計画合計)は、有害捕獲について獣種別に記入し、数値は小数点第1位止め(小数点第2位を四捨五入)とする

⑤捕獲等の取組内容	
捕獲重点エリア	捕獲重点エリア①: 芸濃・安濃・美里地区 捕獲重点エリア②: 一志・白山・美杉地区
捕獲予定時期	通年
捕獲の取組内容	<p>猟友会、地域獣害対策協議会と連携して捕獲依頼から猟期中も含め、銃器や罠を用いた有害捕獲を行う。また、新たな捕獲者の育成も行う。</p> <p>秋から冬にかけて捕獲強化月間とする。冬場は餌も少なく、罠での捕獲がしやすくなる。そして、夏に比べてダニも少なく、熱中症などの影響がないことから、捕獲の効率があがる冬場に有害捕獲を行うものとする。そして、冬場の繁殖期に捕獲することで、より増加するのを抑止する。</p> <p>また、効率的に捕獲できるよう猟友会と連携して調査研究を行う。</p> <p>対象区域は津市内全域であるが、捕獲区域は旧市町村単位で分けるものとする。</p>

- ※ 直近3カ年の捕獲実績や生息状況、集落代表者アンケート結果による被害状況等を鑑み、捕獲重点エリアを設定し、地区名を記入する
- ※ 捕獲促進プランを策定している市町は、同上の記述の代わりに捕獲促進プランの添付に代えることができる
- ※ 捕獲重点エリアがわかる図面(市町版獣害情報マップ)を添付すること

⑥ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
必要性	-	捕獲手段	-
捕獲予定時期	-	捕獲予定場所	-

- ※ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等にに従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等にに従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する
- ※ 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことがわかるように記入する。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
-	-

- ※ 県知事から市町長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号第4条第3項))
- ※ 三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条(1)に記載されている鳥獣については記入しない

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ・イノシシ	電気柵及び金網柵等の整備を行う。 L=28,000m (補助、材料支給等を含む)	電気柵及び金網柵等の整備を行う。 L=28,000m (補助、材料支給等を含む)	電気柵及び金網柵等の整備を行う。 L=28,000m (補助、材料支給等を含む)
ニホンザル	多獣種柵の整備を行う。 L=7,500m (補助、材料支給等を含む)	多獣種柵の整備を行う。 L=7,500m (補助、材料支給等を含む)	多獣種柵の整備を行う。 L=7,500m (補助、材料支給等を含む)

※ 設置する柵の種類、設置規模等を記入する

※ 位置図と侵入防止柵整備計画(様式1号別添4)を添付すること

(2) その他被害防止に関する取組

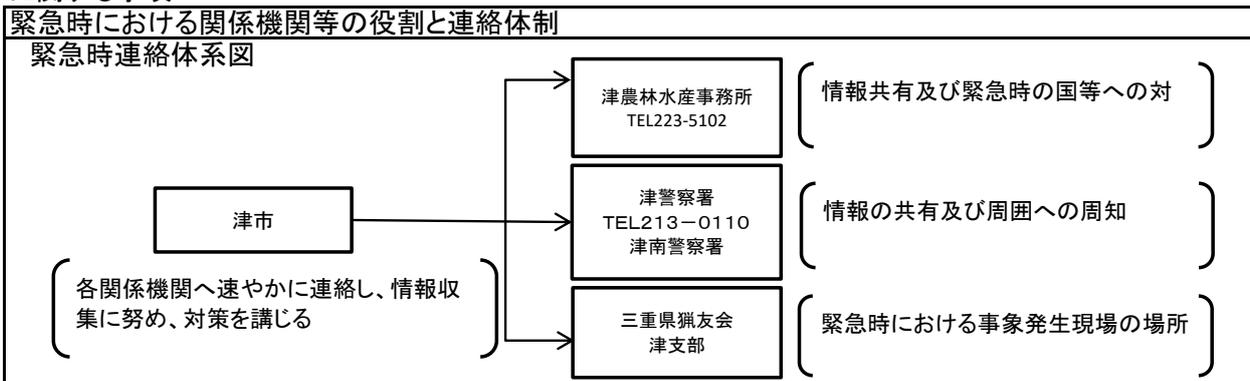
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ等 カラス類	<p>今後も引き続き、地域懇談会や現地研修会、講演会等を通して、被害防止に向けた地域住民の意識の高揚に努めるとともに、各獣の習性や生態等の基礎知識を習得し、地域住民が主体的に、追い払い活動や地域内の檻や柵の点検等が行えるような地域獣害対策協議会の体制の整備を図る。</p> <p>防護柵の設置や地域獣害対策協議会の推進、わな猟免許の取得促進、捕獲檻の購入費用のための各種助成を行い、被害防除を図りつつ、さらなる捕獲促進のために新たな市単補助等の検討を行うとともに、他県の事例等を検証する。</p> <p>また、地域獣害対策協議会や猟友会との交流を深め、意見交換による被害防止施策の検討などを行える環境の整備、また、地域獣害対策協議会が主体となり、対象鳥獣の住処となり得る耕作放棄地の管理などを検討する。</p> <p>農地と山林の間への緩衝地帯の設置や放任果樹の伐採の促進、家畜の放牧や里山の管理の検討、捕獲後の処理についても検討を行う。</p> <p>さらに、より効果的な花火やモデルガンなどの追い払い器具の充実を図る。</p> <p>捕獲においては、コアエリアを中心にシカ・イノシシの多頭捕獲檻を活用し、捕獲を推進する。サルの一斉捕獲については地域実施計画にのっとり、全頭捕獲の群れに関しては全頭捕獲に向けて捕獲を継続していく。そして未調査の群れに関しては引続き調査を行う。</p> <p>小動物の柵の研究も引き続きデータの採取・検証を行う。</p> <p>新たにカラスの捕獲においても、先進地の事例を参考に、新たな対策方法の検討を行う。</p>

<p>令和9年度</p>	<p>ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ等 カラス類</p>	<p>今後も引き続き、地域懇談会や現地研修会、講演会等を通して、被害防止に向けた地域住民の意識の高揚に努めるとともに、各獣の習性や生態等の基礎知識を習得し、地域住民が主体的に、追い払い活動や地域内の檻や柵の点検等が行えるような地域獣害対策協議会の体制の整備を図る。</p> <p>防護柵の設置や地域獣害対策協議会の推進、わな猟免許の取得促進、捕獲檻の購入費用のための各種助成を行い、被害防除を図りつつ、さらなる捕獲促進のために新たな市単補助等の検討を行うとともに、他県の事例等を検証する。</p> <p>また、地域獣害対策協議会や猟友会との交流を深め、意見交換による被害防止施策の検討などを行える環境の整備、また、地域獣害対策協議会が主体となり、対象鳥獣の住処となり得る耕作放棄地の管理などを検討する。</p> <p>農地と山林の間への緩衝地帯の設置や放任果樹の伐採の促進、家畜の放牧や里山の管理の検討、捕獲後の処理についても検討を行う。</p> <p>さらに、より効果的な花火やモデルガンなどの追い払い器具の充実を図る。</p> <p>捕獲においては、コアエリアを中心にシカ・イノシシの多頭捕獲檻を活用し、捕獲を推進する。サルの一斉捕獲については地域実施計画にのっとり、全頭捕獲の群れに関しては全頭捕獲に向けて捕獲を継続していく。そして未調査の群れに関しては引続き調査を行う。</p> <p>小動物の柵の研究も引き続きデータの採取・検証を行う。</p> <p>新たにカラスの捕獲においても、先進地の事例を参考に、新たな対策方法の検討を行う。</p>
<p>令和10年度</p>	<p>ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ等 カラス類</p>	<p>今後も引き続き、地域懇談会や現地研修会、講演会等を通して、被害防止に向けた地域住民の意識の高揚に努めるとともに、各獣の習性や生態等の基礎知識を習得し、地域住民が主体的に、追い払い活動や地域内の檻や柵の点検等が行えるような地域獣害対策協議会の体制の整備を図る。</p> <p>防護柵の設置や地域獣害対策協議会の推進、わな猟免許の取得促進、捕獲檻の購入費用のための各種助成を行い、被害防除を図りつつ、さらなる捕獲促進のために新たな市単補助等の検討を行うとともに、他県の事例等を検証する。</p> <p>また、地域獣害対策協議会や猟友会との交流を深め、意見交換による被害防止施策の検討などを行える環境の整備、また、地域獣害対策協議会が主体となり、対象鳥獣の住処となり得る耕作放棄地の管理などを検討する。</p> <p>農地と山林の間への緩衝地帯の設置や放任果樹の伐採の促進、家畜の放牧や里山の管理の検討、捕獲後の処理についても検討を行う。</p> <p>さらに、より効果的な花火やモデルガンなどの追い払い器具の充実を図る。</p> <p>捕獲においては、コアエリアを中心にシカ・イノシシの多頭捕獲檻を活用し、捕獲を推進する。サルの一斉捕獲については地域実施計画にのっとり、全頭捕獲の群れに関しては全頭捕獲に向けて捕獲を継続していく。そして未調査の群れに関しては引続き調査を行う。</p> <p>小動物の柵の研究も引き続きデータの採取・検証を行う。</p> <p>新たにカラスの捕獲においても、先進地の事例を参考に、新たな対策方法の検討を行う。</p>

※ 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追い払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する

※ 緩衝帯の設置を計画する場合は、位置図と緩衝帯設置計画(様式第1号別添5)を添付する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項



- ※ 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等のフロー図を記入する
- ※ 関係機関等には、市町、県、警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称と連絡先を記入する
- ※ 役割欄には、緊急時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する
- ※ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、規程等を作成している場合は添付する

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	津市鳥獣害防止対策推進協議会	設置年月日	平成20年8月5日設置
構成機関の名称	役割		
津市農林水産部農林水産政策課	津市鳥獣害防止対策推進協議会の事務運営及び各機関との連絡調整を行う。		
津市農林水産部林業振興室	林業における獣害対策につき助言を行うとともに、被害状況についての情報提供を行う。		
津市農業委員会	被害状況及び各地区の意見等について情報提供を行うとともに、耕作放棄地に対する助言並びに情報提供を行う。		
三重県猟友会津支部	有害鳥獣に対する専門知識の情報提供と捕獲を行う。		
津安芸農業協同組合 みえなか農業協同組合	営農阻害要素としての観点から営農活動上の鳥獣害対策につき助言を行う。		
中勢森林組合	営林阻害要素としての観点から営林活動上の鳥獣害対策につき助言を行う。		
津市広域獣害対策連絡協議会	各地域協議会の情報等を集約し、被害状況についての情報提供を行う。		
片田地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。		
上ノ村獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。		
八幡鳥獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。		
桂畑獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。		
穴倉地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。		
赤坂有害獣対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。		
上稲葉獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。		
向居・山出地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。		
三ヶ野地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。		
白山町川口地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。		
北家城地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。		

榊原第4東部地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
大里山室町獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
足坂地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
高座原地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
中ノ村地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
南出地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
榊原第4中地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
環見当山地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
家所野田地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
戸島地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
下稲葉地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
北出獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
伊勢地地区鳥獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
波瀬獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
高野尾地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
産品獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
林獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
竹原地区鳥獣被害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
下之川地区鳥獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
香良洲梨部会獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
多気地区鳥獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。
太郎生地区鳥獣被害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行うとともに、助言を行う。

※ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する

※ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する

(2)関係機関に関する事項(協議会の構成機関以外)

構成機関の名称	役割
三重県 農業研究所	有害鳥獣の習性等に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。
三重県 林業研究所	
三重県中央・津地域農業改良普及センター	アドバイザーとして参加、情報提供を行う。
三重県津農林水産事務所農政室及び森林・林業室	アドバイザーとして参加、情報提供を行う。
(独)近畿中国四国農業研究センター 鳥獣害研究チーム	アドバイザーとして参加、情報提供を行う。
(独)森林総合研究所 野生動物研究領域	アドバイザーとして参加、情報提供を行う。

※ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関(NPO、研究機関など)の名称を記入する

※ 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する

※ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項 (令和 7 年度)

設置年月日	平成24年3月19日設置					
対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル					
構成員	隊員数	うち狩猟免許取得者数			うち猟友会員	備考
		銃猟免許	罟猟免許	網猟免許		
市町職員	32	3	13		4	
民間隊員						
計						
うち対象鳥獣捕獲員						
活動内容	<input type="checkbox"/> 捕獲活動	<input checked="" type="checkbox"/> 追い払い	<input type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置	<input type="checkbox"/> 衝帯の設置	<input type="checkbox"/> 因果樹・農作物残渣の除去	
	<input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査	<input checked="" type="checkbox"/> 技術指導	<input type="checkbox"/> 報・啓発	<input type="checkbox"/> その他()		
活動方針	<input type="checkbox"/> 捕獲活動	<input checked="" type="checkbox"/> 追い払い	<input type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置	<input type="checkbox"/> 衝帯の設置	<input type="checkbox"/> 因果樹・農作物残渣の除去	
	<input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査	<input checked="" type="checkbox"/> 技術指導	<input type="checkbox"/> 報・啓発	<input type="checkbox"/> その他()		

※ 鳥獣被害対策実施隊の設置年月日、対象鳥獣、構成員別の隊員数、うち狩猟免許取得者数、うち猟友会員数、及び対象鳥獣捕獲員数について記入するとともに、活動内容についてすべてチェック(☑)する

※ 活動方針欄には、現在は実施していないが、今後、実施隊の活動として行っていきたい活動内容についてすべてチェック(☑)する(現在行っている活動はチェックしない)

※ 捕獲活動とは、対象鳥獣捕獲隊員に指名または任命された実施隊員の捕獲活動のことをいう

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

津市鳥獣害防止対策推進協議会と地域の獣害対策協議会が中心となり、被害防止対策を推進するとともに、多面的機能支払交付金の活動組織や自治会、更には、森林組合等の積極的な参加を促し、各組織が連携した取組みができるよう、意識の向上と各組織の合意形成を進めていく。

また、わな免許取希望者への免許取得費用に対する補助金や獣害対策協議会への補助金を交付することにより、次世代の担い手育成への支援を行う。

さらに、市内に5チームを配置(本庁、美里、芸濃、一志、白山)している獣害対策専門職員である津市獣害対策相談チームが、各地域の獣害対策協議会や地元地域へ入り、防護柵や捕獲檻の見回りや新たな防護柵、檻設置の相談や提案、新たな協議会の立ち上げの支援、被害状況の聞き取りや相談等を行い、地域に寄り添った対応を行う。

※ 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む)について記入する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 埋設処理 <input checked="" type="checkbox"/> 焼却処理 <input type="checkbox"/> 学術研究利用 <input type="checkbox"/> 利活用(ジビエ等) <input type="checkbox"/> その他()				
焼却等施設の状況	施設名	所在地	処理能力(L/日)		
	津市クリーンセンターおおたか	津市森町2438番地1	195000		
	津市西部クリーンセンター	津市片田田中1304番地	120000		
食品衛生に係る安全性確保の取組(利活用のみ)	施設名	所在地	食品衛生基準の有無		
処理加工施設の整備計画	計画の有無	無	施設の種類	整備予定年度	令和 年度

課 題	
-----	--

- ※ 処理方法は、該当する処理方法すべてにチェック(☑)する
- ※ 利活用(ジビエ等)について、捕獲者個人が処理施設以外で解体処理を行い食肉として利用する場合は、利活用に含まない
- ※ 食品衛生に係る安全確保の取組欄には、ジビエとして利活用する場合、処理加工施設の食品衛生法準拠している場合は、有無欄に「○」を記入する
- ※ 捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画がある場合は「○」を記入するとともに、施設の種類(焼却施設、食肉等加工施設、減量化施設、その他)、整備予定年度を記入する
- ※ 処理に関して課題がある場合は記入する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状では、捕獲鳥獣の利用には至っていないが、今後、機会を捉えて猟友会及び地域の獣害対策協議会等と協議を行い検討する。
ペットフード	現状では、捕獲鳥獣の利用には至っていないが、今後、機会を捉えて猟友会及び地域の獣害対策協議会等と協議を行い検討する。
皮革	現状では、捕獲鳥獣の利用には至っていないが、今後、機会を捉えて猟友会及び地域の獣害対策協議会等と協議を行い検討する。
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状では、捕獲鳥獣の利用には至っていないが、今後、機会を捉えて猟友会及び地域の獣害対策協議会等と協議を行い検討する。

※ 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する

(2) 処理加工施設の取組

--

※ 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

※ 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後も、市域を越えた広域での獣害対策を進めるため、県及び周辺市町との調整や情報の共有、更には捕獲体制の整備を検討していく。

※ 近隣市町と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する